

令和2年土幌町議会第1回定例会

- 1 議事日程第2号 3月10日(火曜日)午前10時開会
- 日程番号1 会議録署名議員の指名
- 日程番号2 一般質問
- 1 清水 秀雄 議員
シーベリー栽培に販路拡大の支援を
- 2 大野 明 議員
「ふるさと納税」制度への取り組みについて
- 日程番号3 議案第7号 「十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について」
- 日程番号4 議案第8号 定住自立圏形成協定の変更について
- 日程番号5 議案第9号 監査委員の選任について
- 日程番号6 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程番号7 議案第11号 人権擁護委員の推薦について
- 日程番号8 議案第12号 指定管理者の指定について
- 日程番号9 議案第13号 土幌町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号10 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号11 議案第15号 特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案
- 日程番号12 議案第16号 土幌町監査委員条例及び土幌町国民健康保険病院事業条例の一部を改正する条例案
- 日程番号13 議案第17号 土幌町手数料徴収条例及び土幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程番号14 議案第18号 土幌町特定公共賃貸住宅管理条例等の一部を改正する条例案
- 日程番号15 議案第19号 土幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案
- 日程番号16 議案第20号 土幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 日程番号17 議案第21号 土幌高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 日程番号18 議案第22号 令和2年度土幌町一般会計予算
- 日程番号19 議案第23号 令和2年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程番号20 議案第24号 令和2年度後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程番号21 議案第25号 令和2年度土幌町介護保険事業特別会計予算
- 日程番号22 議案第26号 令和2年度土幌町介護サービス事業特別会計予算
- 日程番号23 議案第27号 令和2年度土幌町簡易水道事業特別会計予算
- 日程番号24 議案第28号 令和2年度土幌町公共下水道事業特別会計予算
- 日程番号25 議案第29号 令和2年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

2 出席議員（12名）

1番 加藤 宏一	2番 河口和 吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢
10番 森本 真隆	11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健福祉センター長	高木 康弘
総務企画課長	石垣 好典	会計管理者	三島 重浩
町民課長	藤内 和三	保健福祉課長	堀江菜穂子
産業振興課長	亀野 倫生	建設課長	増田 優治
道路維持担当課長	佐藤 英明	建設課施設担当課長	田中 敏博
子ども課長	高木 康弘	特老施設長	佐藤 慶岩
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝
ほか関係職員			

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	玉堀 泰正	教育課長	藤村 延
給食センター所長	齋藤 英雄	高校事務長	上野 清子
ほか関係職員			

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	角田 淳二		
ほか関係職員			

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	矢野 英樹	総務係長	宇佐見和重
------	-------	------	-------

9 会議録

会 議 の 経 過

（午前10時00分）

秋間議長

ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

1		<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、加藤宏一議員及び2番、河口和吉議員を指名します。</p>
2		<p>日程第2、一般質問を行います。</p> <p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、清水議員。</p>
	清水議員	<p>私は、町長にシーベリーの生産と将来展望について伺います。</p> <p>2001年に土幌高校で初めて栽培されたフィンランド産のシーベリーは、町内の複数箇所で研究を重ねて、2008年には下居辺での本格的な生産が行われるようになりました。シーベリーの果実は、現在では機能性食品としての評価も高く、十勝管内の菓子メーカーの製品原料として販売し、道外にも販路を拡大する努力をしていますが、在庫が増える状態になり、生産者が不安を抱いています。Ch e e r Sや町の担当者なども努力されていると伺っていますが、町としてどのような将来展望を持っているか伺います。</p>
	秋間議長	<p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p>
	小林町長	<p>それでは、清水議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。</p> <p>初めに、シーベリーを本町に導入した経緯でありますけれども、平成13年当時、北海道農業研究センターの担当者からユーラシア大陸原産のシーベリーを本町に紹介され、フィンランドから苗木80株を購入し、当時の土幌高校専攻科が中心となり、栽培が開始されたものであります。その後、植生や適応性、危険分散を考慮して、土幌高校圃場以外に100株の栽培を委託し、現在では土幌高校と酒井ハスカップ園の2か所で栽培されているところであります。シーベリーはグミ科の直径1センチ程度の小さな果実で、北欧やロシア、中国で多く栽培され、機能性食品としての評価も高く、食品のほか医薬品にも使用されているとお聞きしているところであります。現在株式会社 a t L O C A L がシーベリー果実を活用した商品を開発し、道の駅ピア21しほろで販売しているところであります。また、株式会社 Ch e e r S が土幌高校と連携しながら商品開発、販売促進に努めているところですが、シーベリーそのものの認知度が依然低く、他の果実との価格差もあり、販路拡大に苦戦を強いられているのが現状であります。こうした状況を鑑み、本年度から株式会社 Ch e e r S が町の商工業にぎわい創出推進事業助成金を活用し、北海道立十勝圏地域食品加工研究センターの協力の下、各機関と連携しながら機能分析、加工技術開発などに着手し、新たな加工食材としての可能性を見だし、令和2年度においてはシーベリーが持つ人体への効果をはかるための細胞試験を行い、安心、安全の視点から高付加価値食品の開発を目指しているところであります。</p>

今後もシーベリーを含めた町内農畜産物の一層の認知度向上を図り、町内で生産される全ての農畜産物を原料として供給するだけでなく、生産者自らが商工業と連携し、加工、販売に取り組むことでそこから生ずる高い付加価値に期待をするとともに、引き続き生産者や加工食品製造に関わる方の創意工夫が図られ、新たな加工品の開発に取り組む体制づくり、農畜産物の生産や加工施設機能向上、加工に必要な技術支援などを積極的に行い、開発された加工食品が本町の魅力発信やブランド化の推進に資するよう努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいま町長から答弁を頂いたところでありますが、町長は新たな加工食品の開発、ブランド化の推進に資するよう努めていきたいと答弁をいただいたところでありますが、町の委託を受けて現在下居辺の酒井ハスカップ園で2008年からシーベリーが栽培されています。2013年に初めて実がなり、2kg程度を収穫したのだそうであります。2017年には町商工会や士幌高校生、地域おこし協力隊の人々などたくさんの支援を受けて800kgの収穫ができたというところであります。しかし、冷凍貯蔵するとしておりますが、販路拡大に苦戦をしているということで、支援策が必要と思っておりますが、どのように対応されるか、生産者として鳥害を防ぐためにどうするか、町の対応を求めています。まず、第1点に、ただいま申し上げましたように、販路拡大にどのような支援策を考えているのか伺います。

秋間議長
小林町長

町長。

まず、今清水議員から町の委託で酒井さんが作るというふうにお話があったのですが、酒井さんが作っているのは町が委託をして作っているものではなくて、町として今士幌高校と、それから酒井さんのところで作っておられるのですが、町は酒井さんから一応購入をして、私ども研究しているということで、ただなかなか開発についてはまだまだいろんな課題があるということで、先ほど申し上げましたとおり、北海道立十勝食品加工研究所に委託をして、いろんな加工の方法を研究して、そういうものを反映しながら今度酒井さんのほうにフィードバックしながら商品開発をしていくということでありますけれども、いずれにしてもCherSの中でやっているのですが、CherSあるいは高校も含めてそういう取組、町としては研究、開発も含めて支援をしていきたいというふうに考えているところであります。

秋間議長
清水議員

再質問あれば許します。清水議員。

ただいま町長から答弁頂いたところなのですが、そのような状態ですとどのつまりはハスカップ園で栽培されている、酒井ハスカップ

園での経営といいますか、極めて不安定なものだと。先ほど伺いましたように、価格が低迷している、さらには販路がなかなか拡大できないと。そのような中で、今後の経営については極めて不安な要素になっていると思うのです。そこは、まず第1点、町として買い上げているだけだということではなしに、今後の対応としてやっぱり展望を示さなければ将来展望見えてこないではないですか。町としてこのシーベリーを中心にして、CheerSを中心にして、先ほど町長が冒頭答弁されていますように、CheerSが中心になってこれから開発していくのだということであれば、生産者が安心して生産できるという体制をまず確保することが大切だと思うのです。そこのところをどのように考えているかももう一度伺います。

秋間議長
小林町長

町長、答弁願います。

現在の生産の状況でいくと、土幌高校で10aぐらい作っているのですけれども、それから酒井さんのところで50aと聞いてますけれども、その年によって違うのでありますけれども、生産額が大体500から1,000kgぐらい何か酒井さんのところは生産しているのですけれども、そのうち町としては、その年で違うのですけれども、500から700kgを購入して、サイダーであるとか、あるいは委託、加工製品を作っているということであります。あと残りについては、例えば柳月をはじめ町内、いろんなところに酒井さんが販売をしているというふうにお伺いしているわけでありまして、町としてもこれから町の買ったものの加工も含めて土幌町におけるシーベリーの加工、販売を拡大するために令和2年、今年度において食品加工研修センターに研究の委託をしたわけでありまして、来年度もう少し全体的なグレードを上げて加工するというので、町としてはそういう加工なり、販売のことを研究をしながら、酒井さんの、生産者のほうにフィードバックをしていく、あるいは町とCheerSと、それから高校も連携しながら新しい商品開発の努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

清水議員

今町長から答弁頂きました。ぜひ生産者が安心して生産できるように、繰り返しになりますが、その点での、CheerSが中心になって進めるということをございますけれども、そこのところをしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

次に、伺います。生産者として今非常に困っていることがあると。害鳥といいますか、鳥害、野鳥の被害を受けると。その野鳥の被害を防ぐために町の対応を求めたいというふうに求めているのですが、ヒヨドリ、ムクドリ、コゲラ、エナガ、エゾライチョウなどなどたくさん野鳥が実をついばみに来ると。防鳥網での対応も広い面積なので、全部はできないと。そういう点での町の支援がいただけるならぜひ支援策もいただきたいという要望があります。これに対してどのように

	対応されるか伺います。
秋間議長 亀野産業 振興課長	町長、答弁求めます。産業振興課長。 産業振興課長、亀野からお答えをいたします。 現在有害鳥獣ということで猟友会のほうでいろいろと対応をしているところがございます。ただ、ヒヨドリ、ムクドリにつきましてはなかなか駆除できないのが現状で、多分現地では鳥が嫌がる音などを出して、被害を防止しているものと考えております。生産者とともにその辺は検討しながら対応していかなければならないのかなと思っております。小さい小動物なので、その辺の駆除についてはいろいろ対策等々ありますので、今後検討させていただきたいと考えております。 以上でございます。
秋間議長 清水議員	再質問あれば許します。6番、清水議員。 課長から今答弁頂いたことで何かちょっと聞き取りづらい点があったのですが、野鳥の、生産者が今求めているのは鳥害を防ぐための防鳥網等について、実際にやろうとすれば相当な費用がかさむということで、その点での支援策が頂けるのかというふうに伺ったのですが、まずはその辺の対応していただきたいというふうに思います。 次に、伺います。現在シーベリーの苗を酒井農園で育てているわけですが、苗の移植をする圃場を早く造ってほしいと。現在の苗木を早く移植しなければどんどん増えていきますから、その圃場をぜひ整えていただいて、一日も早く移植できるようにという要望があります。その点についての現在の進捗度を伺います。
秋間議長 亀野産業 振興課長	町長、答弁求めます。町長のほうから。産業振興課長。 産業振興課長、亀野よりお答えをいたします。 防鳥の関係、鳥の被害等につきましては、適正な支援策があるかどうかいろいろと検討をしてみたいと考えてございます。ただ、ヒヨドリ、ムクドリについては有害鳥獣に当たるかどうかもちょうと調べさせていただきたいと考えております。 それと、苗木の移植の圃場につきましては、株式会社C h e e r Sのほうで昨年大宮さんという方の、今回酒井さんの近所さんの土地の隣接している土地に約1 h aほどの農地というか、荒れ地を借りることができまして、昨年から1反程度雑木を切りながら開墾を進めているところがございます。費用がかかるので、C h e e r Sのほうで経費をかけながら開墾というのがなかなか難しいところで、生産者には大変ご心配をかけているところでございますが、とりあえず1反ほど開墾をいたしましたので、開墾というか、皆伐をいたしましたので、雪解けとともに補植ができる状態になれば連休明けにでも随時移植のほうしていききたいと考えている次第でございます。 以上でございます。
秋間議長	再質問あれば許します。6番、清水議員

清水議員

ただいま課長から圃場の整備について伺ったところですが、私が伺ったところでは、課長自らが出かけて、圃場の整備に当たっているということも伺いました。ただいまの答弁ではC h e e r Sが中心になってその辺の整備もという話でしたが、課長自らがという、私自身は課長の、やはり職員としては自ら健康を守ることによって最大の気を使っていただかなければならないと思っています。そういう点では課長自らが行動するのではなくて、きちっと指示を出して、C h e e r Sに委託したのであればC h e e r Sできちっと、今の整備状況からいって、苗木の今の育ち具合、そういうところから見れば分かるわけですから、そういう点での適切な対応をしていただくよう求めたいと思います。

これは町長に伺いたいのですが、土幌高校を中心にして今シーベリーが大きな土幌の産業の創出ができるのではないかと希望の星といえますか、そういう点では大きな要素があると思っています。町長も冒頭述べているように、原料として供給するだけでなく、付加価値をつけて、C h e e r Sが儉約を担って、町が新たな産業創出ができる、働く場所、雇用創出ができるよう新たな夢が広がっていくのではないかと、町長はそのように述べました。私もそのとおりだと思うのです。原料で売るのではなくて、やはり町でそのところを加工、そこを進めていくということが大切だと思っています。土幌高校が発信拠点となってこのシーベリーが開発され、新たな産業としてまちおこしができるなら、2月23日に閉校した佐倉小学校の校舎を活用してシーベリーの食品製造を行うことが可能なかどうか。もし可能であれば、もちろんC h e e r Sが今そここのところ担っているわけですから、C h e e r Sが食品開発をするというのは私はかなりの時間と費用を要すると思います。その点を考えれば、新たな企業を呼び込むということも視野に入れながら、もちろん佐倉小学校を活用するとなれば文科省との関係もあると思いますが、検討してはと思いますが、町長の所見を伺います。

秋間議長

町長、答弁求めます。

小林町長

シーベリー、土幌高校は、今清水議員がおっしゃったとおり、ある程度加工も進めながら新しい製品の提供ということで取り組んでいる、そういう土幌高校の活動全体の中でも大きな役割も果たしているわけでありましてけれども、もう一方で町が加工しているという、それ以外の部分についてはどのくらい作っていくのか、あるいはどのように加工なりをしていくかということをもう少し関係機関と戦略的にちょっと検討する必要があるのではないかなというか、ただ作ればいい、加工すればいいということではなくて、そこはしっかり検討して、どのくらいの面積にして、あるいはどういう販売をしていくというのは検討していかなければならないと思っていますのですけれども、ただそ

の中で先ほどとかち財団に頼んだ、1年やったわけですが、少なくとも2年、3年ということである程度どういう製品ができる、どういう価値が見いだせるかということについてはしっかり町も入って検討していきたいというふうに思っているところであります。

それから、佐倉小学校の関係でありますけれども、今回地方創生の総合戦略が令和2年度からスタートするのでありますけれども、佐倉小学校も町内の小学校の中では最も新しいということと光が入っているということもあるので、そこを何とか、農協の組合長ともいろいろお話ししているのですけれども、例えばスマート農業だとか農業転用だとか、こういう農業の研究に使えないかということで、ちょっと農対本部なんかでも議論をしているところでありますので、そういう中でシーベリー等のこういう開発研究もできるのかどうかということについては今後もそれらの検討の中でシーベリーについても検討させていただきたいと思っております。

秋間議長

6番、清水議員。

清水議員

極端なことを申し上げれば、土幌町のこれからの新たな発展の方向が見いだせるのではないかといい状態もあると思っております。ぜひ町長は努力されることを期待して、質問終わります。

秋間議長

以上で清水秀雄議員の質問を終わります。

質問順位2番、大野明議員。

大野議員

皆さん、よろしくお願ひいたします。私は、町長に土幌町のふるさと納税制度への取組について質問をさせていただきます。

平成20年に地方創生の政策として始まったふるさと納税制度ですが、これを積極的に活用してまちづくりを行っている町村が出てきているように感じています。そこで、土幌町のこの制度への取組についてお願ひいたします。

秋間議長

答弁を求めます。町長、登壇願ひます。

小林町長

それでは、大野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税制度につきましては、平成20年度の税制改正により創設されたものでありますけれども、本町では平成27年6月から寄附者への返礼品を送付する感謝特典贈呈事業を実施してきたところであります。返礼品につきましては、本町は農業が中心の町でありますので、土幌町の農畜産物やその加工品を中心に季節の旬の野菜なども取り入れてきたところであります。本町のふるさと納税の実績についてであります。平成27年度は8,862万6,000円、平成28年度は8,144万4,000円、平成29年度は1億832万3,000円、平成30年度は1億3万8,000円と全国多くの皆様から寄附を頂いたところであり、今年度については1億8,000万円の見込みであります。

次に、ふるさと納税の受付方法であります。主にインターネット

上の受付サイトを活用しており、平成27年の取り組み当初は1つのポータルサイトで実施しておりましたが、平成30年11月からはさらに1つを追加、今年度10月からはさらに2つを追加し、現在は4つのポータルサイトを中心に受付しており、ポータルサイトの追加が今年度の寄附額を大きく伸ばした要因の一つと考えているところであります。

次の寄附金の活用についてですが、寄附に当たっては施設整備事業、福祉事業、環境事業、その他町長が認める事業など9つの寄附目的の中から寄附者が指定した目的に沿って寄附の翌年度以降に事業に活用しております。平成30年度の主な活用実績といたしましては、中央中学校の吹奏楽器の購入、ふるさと給食の実施、コミュニティバス運行事業などに活用していただいているところであり、寄附金の実績や活用事業につきましては広報で町民に周知するとともに、受付サイトでの公表や返礼品には活用実績を同封するなどの周知に努めているところであります。

ふるさと納税制度については、今年度の税制改正により寄附額に対する返礼品の価格の割合は3割以下とすること、また送料や手数料、PR経費などを含めた関係経費については寄附額の5割以下とすることなどの基準が示され、その基準を遵守する自治体を対象として総務大臣が指定するふるさと納税指定制度が施行されたところであります。本町においても総務大臣の指定を受けるとともに、この基準の範囲内で受付業務やPRに努めているところでありますが、今後におきましても基準を遵守する中、町のPRも含め、ふるさと納税の取組を推進してまいりたいと存じます。

以上、大野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
大野議員

再質問あれば許します。11番、大野議員。

ありがとうございます。土幌町においても一昨年、昨年と1億円を超える寄附を頂いており、今年度は1億8,000万円を超える寄附を頂く見込みになっているとのことで、そしてその寄附金はコミバスの運行や学校の備品購入やふるさと給食の実施など有効に活用をさせていただいているようであります。この寄附は大変ありがたいもので、私の感覚としてはすごく大きな金額であり、改めて寄附をしてくださった皆さん、また返礼品を提供してくださった皆さん、そして対応に当たって努力を続けてくださっている皆さんに感謝を申し上げるところでございます。今後さらに多くの寄附を募るためには返礼品の充実を図るべきであると考えますが、返礼品はどのように募集をしているのでしょうか。また、返礼品の採択に決まりがありましたら教えていただきたいので、よろしく願いいたします。

秋間議長
小林町長
秋間議長

町長、答弁求めます。

担当の総務企画課長からお答えさせていただきます。

総務企画課長。

石垣総務 企画課長	<p>総務企画課長、石垣よりお答えいたします。</p> <p>まず、返礼品の募集方法につきましてですけれども、これにつきましては年に1度役場だよりに掲載し、返礼品の取扱い業者を募集しているところがございます。また、併せて担当職員による地場産品の掘り起こしにより返礼品として取り扱えないか事業者と協議をしながら、返礼品の充実に努めているところがございます。</p>
秋間議長 大野議員	<p>次に、返礼品の採択の決まりについてであります。総務省から示された返礼品の基準は区域内において生産されたもの、または提供される役務、その他これに準ずるものとなっております。この基準に合致する地場産品を返礼品として取り扱っているところがございます。</p> <p>以上、大野議員の質問の回答とさせていただきます。</p> <p>再質問あれば許します。11番、大野議員。</p> <p>ありがとうございます。今でも土幌町の返礼品のリストは70種類程度にもなっており、しほろ牛を中心に大変充実されたものだと感じるころではありますけれども、さらなる努力をお願いいたします。</p>
秋間議長 小林町長 秋間議長 石垣総務 企画課長	<p>また、さらに多くの寄附を募るためにはPR活動が大切であると思います。土幌町のPR動画を見たのですが、再生回数が4万回を超えていて、大変効果があったと思います。今後このような動画の更新は続けていくのでしょうか。また、ほかの町村では都市圏で感謝祭的な物産市を行い、PRを行っているところもあるようですが、土幌町ではこのような感謝祭的な物産市などの実施を考えていますか。今後のPR活動についてお伺いいたします。</p> <p>町長、答弁願います。</p> <p>担当の総務企画課長のほうからお答えさせていただきます。</p> <p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、石垣よりお答えいたします。</p> <p>まず、PR動画についてであります。今年度ウェブサイト広告として検索者の目に留まりやすい場所にこの動画を表示し、期間限定でPRをしたところ、再生回数は4万回を超え、一定程度の効果があったと分析しておりますが、動画の更新につきましては現在のところ計画はしておりません。</p> <p>次に、感謝祭の開催と今後のPR活動についてですが、他の自治体では地元食材を活用した料理を無料で振る舞うなどの感謝祭を東京で開催している例や受付ポータルサイト運営会社の主催で全国の希望する自治体が一堂に参加する感謝祭が開催されていますが、これらの開催や出展には多額の経費が必要となり、総務省から示されているPR経費を含めた関係経費を寄附額の5割以下とすることとの基準を超えてしまうため、ふるさと納税単独での開催は難しいと考えているところでもあります。今後のPR活動につきましては、これまで同様首都圏への新聞折り込みや専門雑誌、インターネットを活用したPRと併せ</p>

秋間議長
大野議員

て東京や札幌のふるさと会での周知、美濃市産業祭やさっぽろオータムフェストなどのイベントを活用しながらふるさと納税のPRを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、回答とさせていただきます。

再質問あれば許します。11番、大野議員。

ありがとうございます。寄附金額に対し返礼品で使える金額は3割以内、経費で使える金額は返礼品を含めて5割以内の制約があり、厳しいところではあるようですが、できるだけ効果的なPRにより寄附額が増えることを期待します。

このふるさと納税制度が始まって、非常に多くの寄附を募り、それを活用してまちおこしをしている町村が出てきています。そういうところと比べると土幌町への寄附金額は少ないもののような印象を受けてしまいますが、1億円を超える寄附金額は非常に大きいものであると私は思います。今回一般質問するに当たり、改めてこのふるさと納税制度について自分なりにちょっと調べてみました。この制度の始めは、単純に自分のふるさとへの寄附を目的にしていたようです。その後、寄附に対して返礼品を送り返す自治体が出てきて、それにより返礼品目的の寄附者が増え、それが加熱して、自治体の通販サイトのような感じにもなっていたようで、それを規制するために返礼品は地場産のものに限り、寄附額の3割以内という制約ができたのですが、それでも依然として返礼品目当てに寄附をする方が多いようであります。このように寄附される方は、返礼品を受け取れるメリットがあるのですが、ほかの自治体に寄附をした分、自分の住んでいる自治体の税額の控除を受けている方が多く、ふるさと納税制度により税収が減ってしまっている自治体も出てきてしまったようであります。また、地場産の物産が多く、たくさんの返礼品を用意できる自治体はよいのですが、そうでないところでは返礼品を用意することが困難で、この制度を利用しにくい状況にあるようであります。このようにこの制度はかなり不公平感のある多くの問題を抱えた制度であるということが分かり、今のままの制度がいつまで続くのか心配な感じを受けるようになりました。これはあくまで私が感じているところではございますが、この制度をさらに活用して多くの寄附を募っていく努力はこれからも続けていくことは大切で、集められた寄附で何かをするというのはとてもよい利用方法であると思っています。しかし、初めから寄附を頼りに何かを計画するのは大変危険なことで、避けていくべきだと感じるようになりました。土幌町は、耕地面積が多くを占める農業の町です。ふるさと納税制度でも農業で夢を追う町の取組を強く押し出して、寄附者に評価をしていただくことを進めていき、地道に真面目にこの制度の対応をしていくのがよいのではないかと感じています。土幌町のふるさと納税制度による寄附金額は1億円から1億8,000万

円に増え、使い方は30年度実績で特老の施設整備や病院の医療器整備、中学校の楽器購入、こども園の備品の整備、スポーツ少年団の活動助成、プレミアム商品券の発行事業、それにコミバスの運行事業など町民の皆さんの割と身近なところで活用されているのですが、私が感じているところでは町民が実際に寄附金の恩恵を受けているという認識は薄く、各事業を町が普通に提供していることと感じている方が多いように思います。ふるさと納税の実績と活用状況は詳しく広報しほろで紹介されているのですが、印象に残っている人は少ないようで、先月2月に行われたサロンでこの話題をお話ししたのですが、そうやって使われているのだと改めて理解をした方が多くいらっしゃいました。ふるさと納税の寄附金は、想定外の特別なものであると思います。町民の皆さんがもっとふるさと納税の恩恵を実感できるような知らせ方を考え、その感謝の気持ちをお礼の言葉に代えて集め、返礼品と一緒に送っているお礼のパンフレットに添えて直接寄附をしていただいた皆さんに町民皆さんの感謝の気持ちを届けるような活動ができないでしょうか。

最後になりますが、ふるさと納税の寄附金は大変貴重で、ありがたいものであるという感謝の気持ちを大切にし、この制度への取組がさらに強化されることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

秋間議長
大野議員
秋間議長
小林町長

答弁要りますか。それでは……

よろしくをお願いします。

町長、答弁よろしくお願いします。

今大野議員がおっしゃりましたことについて、平成27年頃の当時のふるさと納税というのは例えば自分の出身地に寄附をするというような趣旨で始まっているのですけれども、それから比べれば大分性質が変わってきて、その中では、先ほどそういうお話がありましたように、過当な競争になったということで、昨年度来総務省においては少し基準を変えるというのが、そういう状況になったところでありますけれども、今私どもこれから総務省が言っている、少しは返礼品の価格だとか、あるいは基準、さらには活用方法をしっかり知らせていくという、そういう努力をしながら、これからふるさと納税を伸ばしていくために一つは魅力的な産品を開発をしていくということと併せて、もう一つは、大野議員のお話にもありましたように、今土幌の中で農業、農村について体験であるとか、そういうものに触れることも、取組もしていきながら、いずれにしてもそういうことをポータルサイト含めたPRをしっかりしていくということが極めて重要だと思いますから、そういう意味ではふるさと納税の趣旨もしっかり押さえながら積極的に推進してまいりたいというふうにも考えているところであります。

3	秋間議長	<p>以上で大野明議員の質問を終了いたします。</p> <p>日程第3、議案第7号「十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第7号 十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を組織する町数の減少及び十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の変更について説明をいたします。</p> <p>これにつきましては、十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会から令和2年3月31日をもって広尾町が脱退をすることに伴い、この協議会規約の変更について地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>説明資料の4ページをお開きください。広尾町国民健康保険病院が平成31年4月から独立行政法人化したことにより令和2年3月31日をもって医薬品等共同購入協議会から脱退をすることになるため、第3条の協議会を設ける町から広尾町を削除するものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則であります。令和2年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第7号の説明といたします。</p>
	秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
4		<p>日程第4、議案第8号「定住自立圏形成協定の変更について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第8号 定住自立圏形成協定の変更についてを説明をいたします。</p> <p>定住自立圏構想は、都市機能を有する中心都市と近隣町村が相互に役割分担し、連携、協力することにより圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策でありまして、十勝定住自立圏では中心都市宣言を行った帯広市と十勝管内全町村の間でそれぞれ平成23年7月7日に定住自立圏形成協定を締結をし、人口減少社会の中にあっても住み慣れた地域に住み続けられる取組を進めているところであります。このたび協定に基づき推進する具体的な取組を記</p>

載する第2期共生ビジョン計画の期間満了に伴いまして、第3期共生ビジョンを作成するに当たり、現協定項目の一部を変更する必要が生じたことから、土幌町議会の議決をすべき事件に関する条例第2条第2号の規定により議会の議決を求めるものであります。

協定の変更部分の説明をいたします。説明資料の5ページをお開きください。新旧対照表であります。表の取組内容は連携して取り組む内容、甲の役割につきましては帯広市、乙の役割につきましては土幌町でございます。

協定書第3条に定める連携する取組及び役割分担のうち別表第1の生活機能の強化に関わる政策分野の4、産業振興については、9ページをお開きください。これの(2)、フードバレーとかちの推進については、これまでフードバレーとかちの取組の一つであったバイオマス利活用の格上げをすることにより、フードバレーとかち及びバイオマス利活用の推進として取組項目に位置づけ、関係市町村と連携して家畜ふん尿由来の再生可能エネルギーに関する調査研究を行うものであります。

次に、12ページをお開きください。同じく4、産業振興の(8)、航空宇宙産業基地構想の推進については、ロケットの射場が国の政策で民間主導にシフトしている状況を踏まえ、管内市町村による普及啓発、調査研究の取組は平成28年に設立されたとかち航空宇宙産業基地誘致期成会に委ねることとなり、協定項目からは削除をするものであります。

次に、14ページからは別表第2になります。15ページの結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の3、移住交流促進の(2)、結婚を希望する若者の支援については、自治体と民間企業の協定や自治体独自の婚活支援事業など新たな取組が出ていることから、定住自立圏の枠組みではなく、自治体が行う地域の実情に合わせた取組が効果的であることから、この協定項目から削除をするものであります。

次に、16ページ、別表第3の圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の2、データ分析の(1)、圏域レベルのデータ集積、活用については、ビッグデータを活用し、連携事業に向けたデータ分析を行ってきましたが、ノウハウが蓄積されたことから、協定項目から削除するものであります。

以上が協定書の変更の内容となりますが、今回の協定変更は十勝管内全ての市町村において3月議会に提案し、議決を経た後、3月31日付をもって帯広市と変更協定を締結する予定であります。

以上、議案第8号の説明といたします。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
5	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第5、議案第9号「監査委員の選任について」 を議題といたします。 暫時休憩いたします。
		午前10時50分 休憩 (佐藤代表監査委員退席) 午前10時50分 再開
	秋間議長	会議を再開します。
	小林町長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。 議案第9号につきましては人事案件で監査委員の選任でありますけれども、記載のとおり現監査委員であります佐藤宣光さんが3月31日で任期満了になるものでありますけれども、引き続き選任をしたいということで議会の同意を求めるものでありますので、よろしく同意いただくようお願い申し上げます。
	秋間議長	説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これから議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (異 議 な し) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。 (佐藤代表監査委員入場)
6		日程第6、議案第10号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」 を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。
	小林町長	議案第10号も人事案件で固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますけれども、現委員の宗原徳雄氏が本年5月4日で任期を迎えるものでありますけれども、新たに記載のとおり土幌町字土幌東7線197番地の10、山田英寿氏を選任をするものでありますけれども、任期については3年であります。議会の同意を求めるものでありますので、選任に同意いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。
	秋間議長	説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これから議案第10

		<p>号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
7	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。</p> <p>日程第7、議案第11号「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。</p>
	小林町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。</p> <p>議案第11号についても人事案件で人権擁護委員の推薦についてということでもありますけれども、現委員であります小林宏氏が6月30日をもって、任期をもって退任をしたいという旨の申出がありましたので、記載のとおり土幌町字土幌西1線162番地40の山中雅弘氏を推薦をするものでありますけれども、任期については3年間であります。議会の同意を求めたく提案をさせていただきますので、同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
	秋間議長	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これから議案第11号を採決します。</p> <p>本案について当議会の意見は、適任とすることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
8		<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案については適任とすることに決定いたしました。</p> <p>日程第8、議案第12号「指定管理者の指定について」を議題といたします。</p>
	柴田副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第12号 指定管理者の指定について説明をいたします。</p> <p>これは、土幌町民プールに係る指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>昨年<small>の</small>第4回定例町議会において議決をいただきました町民プール設置条例の第9条において指定管理者による管理をできるものとしたことを受け、公募を行ったところ、株式会社オカモトから応募があり、去る2月6日の指定管理者選定委員会において適正なものと答申があったことにより議決を求めるものであります。</p> <p>指定管理の施設については土幌町民プール。</p> <p>指定管理者は、帯広市東4条南10丁目2番地、株式会社オカモト代表取締役、岡本謙一氏であります。</p> <p>指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間であります。</p>

9

秋間議長 以上、議案第12号の説明といたします。
これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第13号「土幌町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第13号 土幌町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。
副 町 長

これは、令和2年度から施行される会計年度任用職員に対しても職員同様に地方公務員法第31条の規定が適用され、サービスの宣誓を行う必要があることから、条例を改正するものであります。

説明資料の17ページをお開きください。第2条が新しく職員となった者のサービスの宣誓に関する規定ですが、これに第2項として会計年度任用職員に対してもサービスの宣誓に関する規定を定めるものであります。宣誓書については職員と同様であります。文言を変えてございます。また、備考欄についてですが、教員についての宣誓内容を「公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者」とあるのを「教育を通じて国民全体に奉仕すべき責務を深く自覚し、教育に従事する公務員として」に書き換えるものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。令和2年4月1日から施行をするものであります。

以上、議案第13号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、討論を行います。
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで11時15分まで休憩といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

1 0

秋間議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10、議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長

議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

これにつきましては、町立国保病院に勤務する医師に対する宿日直手当の支給額について改正をするものであります。

説明資料の18ページをお開きください。宿日直手当を1回につき2万1,000円を3万円に、5時間未満につきましてはその半分の1万5,000円に改めるものであります。十勝管内町立病院において3万円とする金額が多いため、そういうこともありまして、今回改正をするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でありますけれども、令和2年4月1日から施行するものであります。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

質疑を終わり、討論を行います。

(なし)

討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 1

日程第11、議案第15号「特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長

議案第15号 特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

これにつきましても、町立国保病院に勤務する医師に対する特殊勤務手当について地方自治法第204条第3項の規定に基づき改正をするものであります。

説明資料は19ページになります。特殊勤務手当のうち医師研究研修手当については、現行では予算の範囲において町長の定めるところによると規定をしていたものを地方自治法上、支給額についても条例に定めることが望ましいということで、専門医を持っている医師につきましては月額10万円、特別養護老人ホームや保健センターなどの管理

者となっている医師につきましては施設管理者加算として月額2万円の医師研究研修手当を支払うものとするものであります。この手当については、現在も同額を支払っているものでございますが、金額について明文化するものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でありますけれども、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第15号の説明といたします。

秋間議長 大西議員 これから質疑を行います。ありませんか。3番、大西議員。
大西議員 今回の14号、15号もそうですが、今回最高裁で破棄されましたけれども、その裁判を受けての改正なのですか。

秋間議長 柴田副町長。副町長。
柴田副町長 今大西議員がおっしゃられたとおり、地裁において条文にも金額について明文化したほうが望ましいということを受けて、改正するものであります。

秋間議長 大西議員 3番、大西議員。
大西議員 話は弁護士から伺っているのだと思いますけれども、これで間違っ
てまた裁判になって、負けるようなことないのでしょうか。

秋間議長 小林町長 町長、答弁願います。
小林町長 それは判決として出たのだから、間違いないのだろーと思いますけれども、この手当についても今まで規則に委ねていたのですけれども、裁判の中でもやっぱり条例で金額を定めるのが適当だという、そういうことがあるので、今回明確にしていくように条例化したものであります。

秋間議長 そのほかありませんか。
(なし)

秋間議長 質疑を終わり、討論を行います。
(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

12

[日程第12、議案第16号「土幌町監査委員条例及び土幌町国民健康保険病院事業条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 土幌町監査委員条例及び土幌町国民健康保険病院事業条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されるのに伴い関係条項にずれが生じることから、改正をするものであります。

		<p>説明資料20ページをお開きください。最初に、土幌町監査委員条例の一部改正であります。第4条第1項第1号で下線部分の「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改めるものであります。</p> <p>次に、資料21ページをお開きください。土幌町国民健康保険病院事業会計条例の第8条中、「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第4項」に改めるものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則でございます。令和2年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第16号の説明といたします。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>秋間議長 質疑を終わり、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>秋間議長 討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p> <p>秋間議長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 3		<p>日程第13、議案第17号「土幌町手数料徴収条例及び土幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	柴 田 副 町 長	<p>議案第17号、土幌町手数料条例及び土幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い必要な規定の整備を行うために改正するものであります。</p> <p>説明資料の22ページをお開きください。最初に、土幌町手数料条例の一部改正であります。別表第1の一部を改正するものでありまして、次のページ、23ページの後段から24ページにかけての(14)のアの(イ)の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項」に改め、24ページの最後のイの(イ)の「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術推進法第7条第1項」に改めるものであります。</p> <p>次に、固定資産評価審査委員会条例の一部改正でありますけれども、25ページをお開きください。第4条につきましては、文言の改正であります。</p> <p>第6条第2項は、条例のずれ等に関わるもので、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を「情報通信</p>

	<p>技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改めるものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、公布の日から施行をするものであります。</p> <p>以上で議案第17号の説明といたします。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第14、議案第18号「土幌町特定公共賃貸住宅管理条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
柴田副町長	<p>議案第18号 土幌町特定公共賃貸住宅管理条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が本年4月1日から施行となることに伴い町営住宅関係の連帯保証人の規定やその保証人極度額を定める必要が生じることから、関係条例の一部を改正するものであります。</p> <p>説明資料の26ページをお開きください。最初に、土幌町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正であります。第10条の入居手続における連帯保証人の規定に連帯保証人が保証する極度額を入居時家賃の12か月分としているものでありまして、これは今まで極度額の制限がなく、連帯保証人の保証する滞納家賃の保証は無制限でありましたけれども、これを12か月分とするものであります。</p> <p>次に、土幌町町営住宅管理条例であります。27ページをお開きください。第10条の入居の手続についてであります。先ほどと同じで連帯保証人の保証する極度額を12か月分とするものであります。</p> <p>第40条の入居の明渡し請求ですが、家賃滞納や故意に毀損した場合等の退去に関する規定についてでございます。</p> <p>第1項については不正な行為によって入居したときの明渡し請求についてですが、年5分の割合を法定利息に改定をするものであります。なお、この法定利息については現在は5%でございます。</p> <p>次に、土幌町公共賃貸住宅設置条例であります。第9条の入居の手続についてであります。内容につきましては今までの説明と同様であります。</p>

	議案に戻っていただきまして、附則でありますけれども、令和2年4月1日から施行するものであります。
	以上、議案第18号の説明といたします。
秋間議長 清水議員	これから質疑を行います。ありませんか。6番、清水議員。 ただいまの議案につきましては、いわゆる公共住宅については、公営住宅についての保証人の問題ですが、自治体によっては連帯保証人を廃止しているという自治体が増えてきています。本町の場合は、このまま続けるのですか。
秋間議長	副町長、答弁願います。
柴田副町長	保証人につきましては、やはり滞納額も大きいという状況もありますので、本町としては従前どおりの連帯保証人をつけさせていただくということにします。
秋間議長 清水議員	6番、清水議員。 実態として、入居料を滞納して、その保証人に代弁済求めるという実態はあるのですか。
秋間議長	施設担当課長。
田中建設課施設担当課長	実態について施設担当課長、田中よりお答えさせていただきます。 平成30年度の実績でございますけれども、連帯保証人に請求したという実績はないのですけれども、平成30年度の実績で滞納者5名に対して5名の連帯保証人、10名に対して家賃納付指導依頼というのを、要は払ってくださいというお願いの文書を出しているところでございます。これと併せて、連帯保証人様から指導していただくのですけれども、前の議会のときにもちょっとお話ししましたけれども、水道の閉栓なども一緒に併せて行うようなことをしておりまして、金額的には35万円という実績がございます。あと、このほか連帯保証人さんから直接相談を受けて、幾らたまっているのだというような相談がありまして、払ってもらったというケースもあるので、メリットはあるというふうに考えております。
秋間議長	そのほかありませんか。 (なし)
秋間議長	質疑を終わり、討論を行います。 (なし)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第18号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
15	日程第15、議案第19号「土幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第19号 土幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正
副 町 長 する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正により円滑化事業そのものが法律から削除されることに伴い、引き続き事業ができるように条例を改正をするものであります。

説明資料の29ページをお開きください。ただいま説明をしましたとおり、農業経営基盤強化促進法が改正され、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理機構に一本化されることに伴い、円滑化事業そのものが法律から削除されることとなります。しかし、本町の場合、北海道からの通知によりまして引き続き土幌農協による事業が継続をされることになりました。まず、第1条の法律に基づくものではなくするために第1条中、「担い手農業者への農地利用の集積・集約化の円滑、かつ、効果的な推進を図るため、土幌町農地利用集積円滑化事業基金」と改正をするものであります。

第4条についても同様に「円滑化事業」を「担い手農業者への農地利用の集積・集約化を円滑に促進するための事業(以下「円滑化事業」という。)」に改正をするものであります。

第5条につきましても法律に基づく円滑化団体ではなくなりますので、この円滑化団体を削除するものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でありますけれども、令和2年4月1日から施行をするものであります。

以上、議案第19号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。

加藤議員 土幌農協のほうに事業委託みたいな格好になるのですけれども、中間管理機構的な機能までは有していないということですね。

秋間議長 産業振興課長。

亀野産業 産業振興課長、亀野よりお答えいたします。

振興課長 今加藤議員のおっしゃられたとおり、農協としては中間管理機構の機能としては持たなく、中間管理機構を全て通してという形になってございます。

以上でございます。

秋間議長 そのほかございませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、討論を行います。

(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第20号「士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第20号 士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正は、士幌町立高等学校の名称及び位置について改正し、同時に関係条例についても改正をするものであります。

説明資料の30ページをお開きください。学校設置条例の別表第3、高等学校について、名称を北海道士幌高等学校に、位置を士幌町字上音更21番地の15を士幌町字上音更21番地15に改めるものであります。

附則でございますけれども、第1項は施行時期でありまして、令和2年4月1日から施行するものであります。

2項以下につきましては、各関係条例の改正でありまして、2項は士幌町立高等学校教職員の給与等の特例に関する条例の改正でありまして、説明資料31ページであります。この題名を士幌町立高等学校教職員の給与等に関する条例に改正をいたします。先ほど士幌高校の名称の変更を説明いたしましたけれども、ここでは士幌高校という名称ではなくて、士幌町立の高等学校という意味で使うものであります。他の市町村立の高校のあるところの条例にも今回準拠をするということもあります。

以下、士幌町立高等学校への改正部分については同様なため、説明は省略させていただきます。

第1条の目的については、給与、勤務条件の特例に関する部分について「給与、旅費、勤務時間その他」に、それから「の特例に関する」は「について、必要な」に改め、第2条第1項の適用範囲について第1号から4号までについてを「北海道立高等学校の教職員」と包括した文言に改めるものであります。

32ページの職員の給与に関する条例第15条の2ですが、産業教育手当についての規定です。「士幌高等学校」を「士幌町立高等学校」に改めるものであります。

次に、33ページですが、士幌高等学校寄宿舎設置条例の表題を士幌町立高等学校寄宿舎設置条例に改め、第1条の設置についても同様に改正をするものであります。

第2条の名称及び第3条の入寮の資格についても同様に北海道士幌高等学校に改めるものであります。

34ページにつきましては、士幌町修学資金貸付条例の改正で、第1条中の「士幌高等学校」を「士幌町立高等学校」に改めるものであります。

以上、第20号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第20号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
1 7	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第17、議案第21号「土幌高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。
	柴 田 副 町 長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第21号、土幌高等学校の授業料等の徴収条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正は、土幌町立高等学校の振興策といたしまして入学検定料を廃止し、新たに証明書の交付手数料を定めるものでございます。 説明資料の35ページをお開きください。まず、表題を土幌町立高等学校の授業料等徴収条例に改めます。 第1条から第6条までの改正についてであります。第1条の趣旨については授業料等の徴収について必要な事項を定めるものとし、第2条では第1項の授業料及び入学料の徴収、第2項では証明書交付手数料についての規定を定めるものであります。 第3条では、授業料等の金額についてでありまして、授業料は年額11万8,800円、入学料は5,600円で、改正前と金額は同じであります。道立高校も同額の金額となっております。 第2号につきましては、各種の証明手数料について規定したもので、第1号から第6号まで卒業証明書等記載のとおり証明書についてそれぞれ1通400円とするものであります。これにつきましても道立高校と同額の料金でございます。 第4条が納付方法について、第5条は減免について、第6条が委任の規定となっております。 ここで現行欄の別表を御覧いただきたいと思いますが、この表の入学検定料2,200円とありますが、この改正案ではこの検定料をなくしたところでございます。 議案に戻っていただきまして、附則でありますけれども、施行時期を令和2年4月1日からとするものであります。 以上、議案第21号の説明といたします。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、討論を行います。
		(な し)

	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第21号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
18・19 20・21 22・23 24・25	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第18、議案第22号「令和2年度土幌町一般会計予算」</p> <p>日程第19、議案第23号「令和2年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算」</p> <p>日程第20、議案第24号「令和2年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算」</p> <p>日程第21、議案第25号「令和2年度土幌町介護保険事業特別会計予算」</p> <p>日程第22、議案第26号「令和2年度土幌町介護サービス事業特別会計予算」</p> <p>日程第23、議案第27号「令和2年度土幌町簡易水道事業特別会計予算」</p> <p>日程第24、議案第28号「令和2年度土幌町公共下水道事業特別会計予算」</p> <p>日程第25、議案第29号「令和2年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算」</p>
		<p>以上8件を一括議題といたします。</p> <p>お諮りします。ただいま議題としている議案第22号から議案第29号までの各会計予算審査については、説明及び質疑を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>ここで一旦本会議を休会し、休会中に予算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、予算審査特別委員会が終了するまで休会することに決定いたしました。</p> <p>引き続きこの場所において予算審査特別委員会を招集します。</p> <p>本日はこれで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午前11時45分)</p>